

令和 7 年度鳥取県原子力防災訓練実施要領

目次

1. (全般) 実施要領	1
2. 緊急時モニタリング訓練	2
3. 広報・情報伝達訓練	3
4. 原子力防災支援基地運用等訓練	4
5. 住民避難訓練（避難行動要支援者含む）	5
6. 避難退域時検査訓練	6
7. 県営避難所開設訓練	7
8. 避難行動要支援者避難訓練（高齢者施設）	8
9. 原子力災害医療活動訓練（原子力災害拠点病院）	9
10. 原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤）	10
11. 避難誘導・交通規制等措置訓練	11
12. 船舶避難訓練	12
13. バス事業者への防護資機材配布等訓練	13
14. 避難退域時検査用資機材受援訓練	14
15. 避難退域時検査用資機材緊急輸送訓練	15
16. 避難経路確保訓練	16
17. 学校等の避難訓練	17
18. 原子力防災講座	18
19. 米子市原子力防災訓練実施要領	19
20. 境港市原子力防災訓練実施要領	20

各訓練実施日一覧

訓練項目	11/6	11/7	11/8	11/9	12/24	備考
本部等運営訓練（初動対応訓練）					○	
緊急時モニタリング訓練				○	○	
広報・情報伝達訓練				○	○	
原子力防災支援基地運用等訓練（鳥取基地）	○					
住民避難訓練（避難行動要支援者を含む）				○		
避難退域時検査等訓練				○		
県営広域避難所開設訓練				○		
避難行動要支援者避難訓練（高齢者施設）				○		
原子力災害医療活動訓練（原子力災害拠点病院）				○		
原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤）				○		
避難誘導・交通規制等措置訓練				○	○	
船舶避難訓練			○			
バス事業者への防護資機材配布等訓練		○		○		
避難退域時検査用資機材受援訓練		○		○		
避難退域時検査用資機材緊急輸送訓練				○		
避難経路確保訓練	○					
学校等の避難訓練	※令和7年6月～令和8年2月の期間で各学校の計画により実施					
原子力防災講座等	※参加住民向けに事前実施					

令和7年度鳥取県原子力防災訓練(島根原子力発電所対応)実施要領【原子力安全対策課】

1 目的

原子力防災対策について、避難の実効性確認と練度の維持向上を図ることを目的として島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

また、本訓練(島根県等との合同訓練)で得られた成果等に基づき、地域防災計画及び避難計画を修正し、計画の深化と避難のさらなる実効性向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1)円滑な住民避難及び支援対応の検証
- (2)災害時の情報収集・伝達方法の検証

3 実施日時

令和7年11月6日(木)、11月7日(金)、11月8日(土)、11月9日(日)、12月24日(水)

4 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所、避難退域時検査会場、広域避難所、西部総合事務所、原子力環境センター(県モニタリング本部)、中国電力株式会社島根原子力発電所、その他関係機関等

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、実動組織、原子力防災機関、中国電力株式会社等

6 訓練内容

- (1)本部等運営訓練(初動対応訓練)及び本部等運営訓練に連動する訓練については、基本的に島根県と同一想定で実施する。その他の訓練については、別想定(時間)で実施する。
- (2)その他鳥取県単独機能別訓練
船舶による避難訓練、原子力防災支援基地運用等訓練(鳥取基地)、他道府県からの避難退域時検査用資機材受入れ訓練

7 訓練評価等

(1)訓練評価

第三者による訓練の評価を実施するとともに、訓練参加者に対するアンケートを実施する。

(2)訓練のふりかえり

訓練終了後、訓練のふりかえりを行い、教訓を抽出する。

8 訓練の中止

- (1)訓練は状況により全部又は一部を中止する場合がある。

(2)訓練中止の判断基準

ア 訓練は晴雨にかかわらず実施するが、鳥取県内において、以下に示すような危機管理上の重大な事案が発生あるいは発生が予想される場合は、訓練の中止を判断する。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ・県内で大規模事故及び警報以上の気象警報等が発令された場合 | ・防災機関が、災害による警戒体制以上の配備を必要とする場合 |
| ・震度5弱以上の地震の発生 | ・その他危機管理事案発生等により開催できない場合 |

イ その他危機管理部長が中止と判断する場合

(3)訓練中止の判断時期

ア 訓練開始前

訓練当日6:00までに判断し、中止の場合はすみやかに伝達する。

イ 訓練開始後

その都度判断し、各機関の異常の有無を確認する。

(4)訓練中止の伝達

ア 方針

あらかじめ伝達準備を整え、中止の決定があった場合は、伝達の漏れなく、迅速かつ的確に伝達する。

イ 伝達の責任

危機管理部(原子力安全対策課)等からそれぞれの訓練の参加機関に伝達する。災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

9 安全管理

訓練の実施にあたっては安全管理体制を徹底し、訓練中における事故の発生防止を図る。

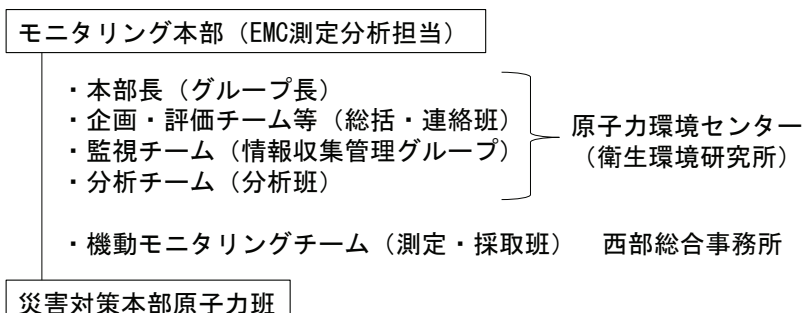
緊急時モニタリング訓練実施要領【原子力環境センター】

- 1 目的
緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づき一連の活動を実施することにより、緊急時モニタリングの手順を確認する。また、現場での測定・試料採取、試料の受け入れ・分析の作業手順等を確認し、機器取扱いの習熟度の維持・向上を図る。
- 2 主要訓練項目
 - (1) 緊急時モニタリング計画及び実施要領の検証
 - (2) モニタリング情報共有システム等による情報伝達手順の確認
 - (3) 屋外モニタリング活動、放射線測定機器の操作等の手順の確認
- 3 実施日時
令和7年11月 9日(日) 機動モニタリングチーム実動訓練
12月24日(水) モニタリング本部運営訓練(実働訓練の一部含む)
- 4 実施場所
原子力環境センター、衛生環境研究所、県庁、西部総合事務所、米子市及び境港市内 他
- 5 実施機関等
 - (1) 実施機関: 鳥取県、中国電力株式会社
 - (2) 訓練参加(予定)者数: 約30名

緊急時モニタリング訓練実施要領【原子力環境センター】

- 6 訓練内容
 - (1) モニタリング本部運営訓練(実働訓練の一部含む)
 - ・ 防災ネットワークシステム等の多重化された通信機器を用い、災害対策本部と情報の伝達、報告、共有手順を確認する。
 - ・ 県環境放射線モニタリングシステムにより空間放射線量率等を監視し、情報を集約する。
 - ・ 分析試料の受け入れ、前処理、核種分析及び結果報告までの手順を確認する。
 - (2) 機動モニタリングチーム実動訓練
 - ・ 可搬型モニタリングポストの設置、サーベイ車による測定、試料採取等を実施する。
 - ・ モニタリング情報共有システム(RAMISES)を用いたEMC測定分析担当の拠点間(総括・連絡班、測定・採取班)の情報の伝達、共有手順を確認する。
 - ・ 資機材等の養生、要員の汚染検査及び被ばく管理等の手順を確認する。

7 訓練編成表



広報・情報伝達訓練実施要領【広報課】

1 目的

本部等運営訓練に合わせて通信連絡体制を確立し、関係機関等への円滑な情報伝達や的確な報道対応を行うとともに、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等の独自広報及び道路情報表示板による広報を行い、関係先との情報伝達手順、放送要請や独自広報の手順等を確認することにより、鳥取県広域住民避難計画の別紙計画となる広報・情報伝達計画の検証等を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 関係機関への情報伝達
- (2) 報道機関との連絡調整
- (3) 独自広報の検証

3 実施日時

令和7年11月9日(日)
令和7年12月24日(水)

4 実施場所

鳥取県災害対策本部室(鳥取県庁) 他

5 実施機関

- (1) 実施機関
鳥取県、関係機関
- (2) 訓練参加予定機関
鳥取県、関係機関

6 訓練内容

- (1) 県民、一時滞在者(ビジネス・観光目的、外国人含む)等への広報
災害の概要、被害状況等について、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ(道路状況の配信など)、あんしんトリピーメール、SNS等を活用した独自広報の検証(外国人向けには分かりやすい表現・説明による広報)(訓練表示、訓練メール等)

広報・情報伝達訓練実施要領【広報課】

(2) 報道機関との連絡調整

報道提供資料を報道機関にファックス送信、事態進展速度等に応じた多様なメディアの活用(発信内容の検討・発信)

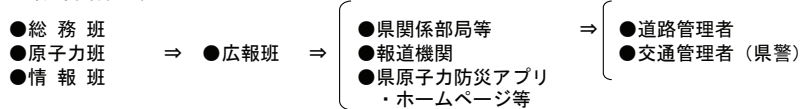
(3) UPZ内住民等への屋内退避指示・避難指示広報

対処方針(屋内退避、避難指示等)について、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等を活用した独自広報(訓練表示)の検証(住民避難訓練と連携)

(4) 道路情報表示

道路管理者への各段階での情報伝達訓練(道路情報表示板(訓練表示))

7 訓練編成表



8 訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
道路情報表示板(鳥取県管理)	14	
道路情報表示板(国土交通省管理)	1	
道路情報表示板(警察本部管理)	5	

9 当日のスケジュール

時間	内容	備考
11月9日	UPZ内住民の避難指示広報 道路情報表示	避難指示発出後
12月24日	県民等への広報 報道機関との連絡調整	

原子力防災支援基地運用等訓練実施要領【原子力安全対策課】

1 目的

迅速な避難退域時検査会場の開設に資するため、原子力防災支援基地から検査会場へのコンテナ・資機材の輸送等を行い、円滑化を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 情報伝達手順の確認
- (2) 輸送方法等の検証

3 実施日時

令和7年11月6日(木) 8:30～11:00

4 実施場所

原子力防災支援基地(鳥取基地)

5 実施機関

鳥取県、基地運營業務受託業者 等

6 訓練内容

- (1) 緊急時の情報伝達
避難退域時検査会場が所在する町、コンテナ輸送業者等への情報伝達
- (2) コンテナ資機材の輸送
原子力防災支援基地の開錠、クレーン・トラックによるコンテナ積載、検査会場へのコンテナ輸送、積下作業

7 当日のスケジュール

時間	内容
8:30	検査会場の開設準備に係る関係機関への情報伝達・連絡
9:00	コンテナ積載・輸送
11:00	コンテナ輸送完了

住民避難訓練(避難行動要支援者避難含む)実施要領【原子力安全対策課】

1 目的

様々な避難手段による住民避難、避難行動要支援者の避難手順の確認、広域避難先までの避難手順の確認等を実施し、避難計画及び各細部計画の実効性をさらに向上させるとともに、参加住民の避難計画等への理解促進を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 様々な避難手段による住民避難の実施
- (2) 円滑な避難のための住民への広報・情報伝達、避難誘導の実施
- (3) 広域避難所への住民避難の実施

3 実施日時

令和7年11月9日(日) 8:00～15:00

4 実施場所

一時集結所(米子市・境港市内)、避難退域時検査会場(名和農業者トレーニングセンター)、広域避難所(農業大学校) 等

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、中国電力株式会社、学校法人柳心学園 等

6 訓練内容

- (1) 様々な手段による避難
バスや自家用車、福祉車両(ストレッチャー)による避難手順の確認等
- (2) ドローンを活用した情報収集等
ドローンレスキューユニット(民間事業者)を活用した避難退域時検査会場や周辺道路の渋滞情報等のドローンによる情報収集 等
- (3) 住民への避難誘導等
信号機遠隔制御による避難誘導や、道路監視カメラによる避難状況の把握

7 当日のスケジュール

時間	内容
8:05～	訓練開始
9:30～	避難退域時検査会場到着
10:45～	広域避難所到着
15:00	訓練終了

避難退域時検査等訓練実施要領【原子力安全対策課】

1 目的

原子力災害時の避難の状況下を想定し、避難経路上での避難退域時検査を実施し、検査手順や資機材運用方法等の確認を行う。
また、避難退域時検査用資機材の輸送から展開までの一連の手順、検査会場の運用方法を確認・検証する。

2 主要訓練項目

- (1) 車両・住民への汚染検査及び簡易除染手順の確認
- (2) 避難退域時検査用資機材(車両用ゲートモニタ、大型車両除染テント)の輸送・展開、使用手順の確認
- (3) 検査会場の運用方法の検証(会場レイアウト・人員体制等)
- (4) 避難退域時検査会場内の各部門や災害対策本部地方支部との連携及び情報収集・伝達・提供手順の確認

3 実施日時

令和7年11月9日(日) 9:00～12:00

4 実施場所

避難退域時検査会場(名和農業者トレーニングセンター)

5 実施機関

鳥取県、中国電力株式会社、日本原子力研究開発機構 等

6 訓練内容

- (1) 避難退域時検査用資機材の輸送体制の確認・展開手順の習熟
原子力防災支援基地から資機材を輸送し、車両検査及び住民検査の各検査会場の設営を実施
- (2) 検査・簡易除染手順の確認
資機材の操作方法の習熟及び汚染検査手順の確認、大型車両除染システムや拭き取りによる簡易除染手順の確認を実施

(3) 検査会場レイアウトの検証

動員計画に基づく検査会場の人員体制の検証や、検査の円滑かつ効率的な実施を行うための検査会場レイアウトや資機材の使用等について検証を実施

(4) 検査会場運営状況の情報収集・伝達の確認

避難退域時検査会場内の運営状況(車両検査・住民検査等)を情報収集し、災害対策本部(地方支部)への情報伝達手順の確認を実施

7 当日のスケジュール

時間	内容
9:00	訓練開始
9:30	車両・住民への検査の開始
11:30	車両・住民への検査を終了
12:00	訓練終了

県営広域避難所開設訓練実施要領【人事企画課】

1 目的

島根原子力発電所での原子力災害発生に伴う広域住民避難の際に、迅速かつ円滑に県営広域避難所を設置するため、開設手順等の検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 職員の動員手順の確認
- (2) 県営広域避難所(居住スペース)の設営

3 実施日時

令和7年11月9日(日) 9:00～13:10

4 実施場所

農業大学校

5 訓練内容

- (1) 職員の動員手順に従って動員者を招集
- (2) 動員者に対して作業内容を説明
- (3) 動員者による居住スペースの設営(区画の境界表示、段ボールによる間仕切り、段ボールベッドの組立等)
- (4) 避難車両及び住民の誘導
- (5) 避難者の受付手順の確認 等

6 訓練編成

- (1) 訓練責任者(人事企画課)・・・訓練の統括、進行
- (2) 訓練指揮者(人事企画課)・・・開設作業補助、記録等
- (3) 訓練参加者(動員者)・・・避難所開設作業の実施

避難行動要支援者避難訓練(高齢者施設)実施要領【長寿社会課】

1 目的

- (1)原子力緊急時の避難元施設における避難計画の確認及び実効性の検証
- (2)原子力緊急時における関係機関(県・市)の連携確認
- (3)原子力緊急時における放射線防護施設の動作確認

2 主要訓練項目

- (1)島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画による訓練の実施・検証(県)
- (2)原子力災害避難計画(マニュアル)による訓練の実施・検証(施設)
- (3)令和元年度に整備した放射線防護施設(陽圧装置)の動作確認等
- (4)入所施設等における災害情報等の伝達要領の確認

3 実施日時

令和7年11月9日(日)10:30~12:00

4 実施場所

介護老人保健施設ゆうとぴあ(米子市河崎) ほか(※) (※)情報伝達訓練は、UPZ内の入所施設等が対象

5 実施機関

鳥取県、医療法人真誠会、米子市、境港市

6 訓練内容

施設の「原子力災害避難計画」に基づき、屋内退避(整備した放射線防護対策設備を活用)及び避難(避難車両準備まで)の訓練(関係機関との情報伝達や利用者の誘導等)を実施し、内容を検証する。

併せて急激に放射線物質が放出され、避難に時間がかかることを想定し、陽圧装置を作動させる。

(1)注意喚起情報の伝達〔屋内退避指示に備えた対応〕

- 〔対応内容〕(施設)・施設内の情報共有(原子力緊急事態の進展等) ・放射性物質放出に備えた対応
- ・避難のための職員体制の確認 ・屋内退避指示に備えてしておくべきことの確認
- (県)米子市への注意喚起情報の送信
- (米子市、境港市)避難元施設(老健ゆうとぴあ)・UPZ内の入所施設等への注意喚起情報の送信※
- (※)入所施設等については、受信確認をもって訓練終了

(2)〔屋内退避指示に備えた対応〕

〔対応内容〕

- (施設)・屋外に入所者等がいた場合の対応を想定した訓練 ・避難指示に備えた対応
- ・屋内外の利用者への状況説明・退避エリアへの誘導、避難者への声かけ ・退避エリアの整備、陽圧機の操作準備
- (エリア内の退避スペース確保、物品搬入、扉の密閉等)
- ・避難の準備(避難者・避難車両、持ち出し物の準備) ・放射線防護装置の作動
- (県)・米子市への屋内退避準備指示情報の送信
- (米子市)・避難元施設(老健ゆうとぴあ)への屋内退避準備指示情報の送信

(3)〔屋内退避指示を受けた対応及び放射能漏れ判明後の対応〕

〔対応内容〕

- (施設)・陽圧機作動 ・屋内退避→県・米子市への屋内退避完了の報告
- (県)・米子市への屋内退避指示情報の送信 ・施設から屋内退避完了報告の受電
- (米子市)・避難元施設(老健ゆうとぴあ)への屋内退避指示情報の送信 ・施設から屋内退避完了報告の受電

(4)訓練振り返り、片付け

7 当日のスケジュール

時間	内容
10:30	【県】米子市への注意喚起情報の送信 【米子市】施設への注意喚起情報の送信 【施設】屋内退避指示に備えた対応
10:40	【県】米子市への屋内退避準備指示情報の送信 【米子市】施設への屋内退避準備指示情報の送信 【施設】避難指示に備えた対応
11:00	【県】米子市への屋内退避指示情報の送信 【米子市】施設への屋内退避指示情報の送信 【施設】陽圧機作動・屋内退避
11:30	【施設】県・米子市への屋内退避完了の報告(電話) 【県・米子市】屋内退避完了報告の受電
12:00	振り返り・訓練終了

1 目的

島根原子力発電所の事故による被災を想定し、鳥取県内の汚染傷病者を鳥取県立中央病院に搬送し、線量確認や除染、その後の治療に至る一連の対応手順を確認する。併せて、原子力災害医療協力機関（鳥取赤十字病院）の1次トリアージ会場の設営協力および汚染傷病者の搬送協力や、原子力災害拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）による医療救護活動の伴走支援の実効性を検証する。

2 主要訓練項目

- (1) 院内防護区画の設定
- (2) 線量確認と除染等
- (3) 医療救護活動の後方支援

3 実施日時

令和7年11月9日（日） 9時～13時

4 実施場所

鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

5 実施機関

- (1) 実施機関 鳥取県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院及び鳥取赤十字病院ほか
- (2) 訓練参加者数（予定） 30名程度

6 訓練内容

- (1) 汚染傷病者の搬送
自衛隊、消防局との連携により、傷病者を県西部から鳥取県立中央病院まで搬送
- (2) エアーテントの設営
鳥取赤十字病院との協働により、エアーテントを設営（院内防護区画の設定）
- (3) 線量確認と除染等
汚染傷病者の災害初期診療、線量測定、汚染創傷部位の除染、内部被ばく線量の測定等

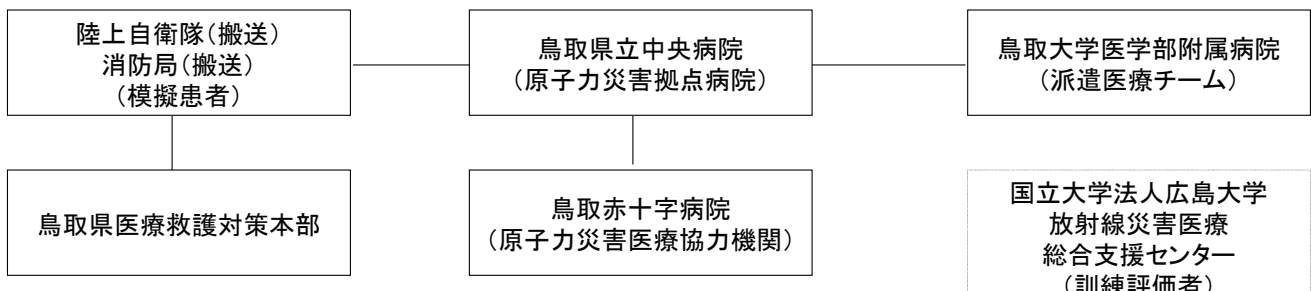
7 訓練時使用資機材等一覧表

携帯電話、連絡網、記録用紙、ストレッチャー、GMサーベイメータ、個人線量計、ポリ袋、バケツ、ポリエチレン濾紙、ラミロール、養生シート（テープ付）、生体監視モニター、輸液セット、除染用の資材（ガーゼ、洗剤、スポンジ、膿盆など）、ホワイトボード、装備一式（タイベックスーツ、マスク等）など

8 当日のスケジュール

時間	内容
9：00～	汚染傷病者の搬送 自衛隊、消防局との連携により、傷病者を県西部から鳥取県立中央病院まで搬送
10：00～	エアーテントの設営 鳥取赤十字病院との協働により、エアーテントを設営（院内防護区画の設定）
11：00～	線量確認と除染等 汚染傷病者の災害初期診療、線量測定、汚染創傷部位の除染、内部被ばく線量の測定等

9 その他



原子力災害医療活動訓練(安定ヨウ素剤)実施要領【医療・保険課】

1 目的

原子力災害発生時に避難等が必要になった場合、国等からの指示に基づき各市の一時集結所等で住民に対して速やかに安定ヨウ素剤を配布するため、住民避難訓練に合わせて安定ヨウ素剤の緊急配布に必要な手順等の確認を行い、甲状腺がん等を発生させるおそれがある放射性ヨウ素による内部被ばくを抑える安定ヨウ素剤の適切なタイミングでの住民の服用を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

(1)緊急配布指示の伝達訓練 (2)緊急配布に関する住民説明、手順確認等訓練

3 実施日時

令和7年11月9日(日) 8:00～12:00

4 実施場所

一時集結所(米子・境港市内)、避難退域時検査会場(名和農業者トレーニングセンター)

5 実施機関等

- (1)実施機関：鳥取県、米子市、境港市
- (2)協力機関：一般社団法人鳥取県薬剤師会
- (3)訓練参加(予定)者数：約15名

6 訓練内容

- (1)緊急配布指示の伝達訓練
 - ・原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の配布等の指示があった場合における伝達訓練を実施する。
- (2)緊急配布に関する住民説明等訓練
 - ・一時集結所等において、安定ヨウ素剤の説明等を実施する。
- (3)緊急配布に関する手順確認訓練
 - ・避難退域時検査会場において、安定ヨウ素剤の緊急配布の手順の確認を行う。

7 当日のスケジュール

時間	内容
8:00 ～8:10	・安定ヨウ素剤の配布等の指示を受け、両市に配布指示。 ・薬剤師会に一時集結所の支援を依頼。
8:10 ～9:50	・一時集結所で安定ヨウ素剤に関する説明、資料配布等を行う。
9:30 ～11:30	・避難退域時検査会場で安定ヨウ素剤の緊急配布の手順の確認を行う。

8 その他

(1)訓練編成

	県医療・保険課	米子市・境港市	薬剤師会
緊急配布指示の伝達訓練	指示伝達 ⇒両市、薬剤師会	受理	受理 ⇒担当薬局(一時集結所支援依頼等)
緊急配布に関する住民説明等訓練	立会 (両市一時集結所)	説明、資料配布等 (一時集結所等)	説明等 (両市一時集結所)
緊急配布に関する手順確認訓練	立会 (避難退域時検査会場)	—	車両避難者への安定ヨウ素剤の服用確認、配布手順確認 (避難退域時検査会場)

(2)使用資機材等

安定ヨウ素剤説明資料等

避難誘導・交通規制等措置訓練実施要領(案)【県警察本部(警備第二課)】

1 目的

原子力災害発生時における住民の避難等を円滑に実施するため、県等関係機関と連携した住民避難訓練等を実施し、初動対応要領を確認するなど、広域住民避難計画等の実効性の向上を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 災害警備本部等設置運営訓練
- (2) 住民避難誘導等訓練
- (3) 渋滞解消のための措置訓練

3 実施日時

令和7年11月9日(日)【実動訓練】
令和7年12月24日(水)【図上訓練】

4 実施場所

避難訓練実施区域周辺、避難退域時検査会場 等

5 実施機関

鳥取県警察本部、琴浦大山警察署、米子警察署、境港警察署

6 訓練内容

- (1) 災害警備本部等設置訓練
関係警察署に災害警備本部等を設置し、情報伝達訓練を実施
- (2) 住民避難誘導等訓練
住民避難訓練に併せ、避難所、避難退域時検査会場における警戒、避難ルート上の主要交差点における交通誘導訓練等を実施

避難誘導・交通規制等措置訓練実施要領(案)【県警察本部(警備第二課)】

(3) 広報・情報伝達訓練

交通情報板を利用した情報伝達、信号機の遠隔制御に係る動作確認等を実施

(4) 交通検問所設置等訓練

緊急交通路が指定されたとの想定の下、模擬交通検問所を設置し、車両の選別、誘導及び緊急通行車両の確認手続き訓練を実施

船舶避難訓練実施要領【原子力安全対策課】

- 1 目的
鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)等において、船舶による避難を補完的手段として位置付けているため、万が一の原子力災害時に船舶避難が行えるようにすることを目的とする。
- 2 主要訓練項目
 - (1) 船舶避難に係る関係機関との連絡要領の確認
 - (2) 船舶への乗降船手順の確認
 - (3) 船舶避難時における住民対応の確認及び課題の抽出
- 3 実施日時
日時: 令和7年11月8日(土)9:00～11:00
- 4 実施場所
境港(内港1号岸壁、竹内3号岸壁、竹内4号岸壁)
- 5 参加機関等
 - (1) 参加機関
鳥取県、海上自衛隊舞鶴地方総監部、水産庁境港漁業調整事務所
 - (2) 参加者数
約32名 ※うち住民約10名
 - (3) 参加船舶
多用途支援艦うち(海上自衛隊舞鶴基地)、官船白嶺丸(水産庁境港漁業調整事務所)
- 6 訓練想定
 - (1) 島根原子力発電所において、トラブルが発生し、避難へ進展
 - (2) 海自艦艇(多用途支援艦うち)及び水産庁船舶(官船白嶺丸)が避難に使用可能な状況にあり、船舶による避難を実施

7 当日のスケジュール

時間	内容		備考
	海上自衛隊(住民が乗船)	水産庁(行政職員が乗船)	
9:00	竹内3号岸壁着(バス)		到着後、バス車内で訓練想定及び概要を説明
9:20	乗船手続き等		
9:30		境港内港1号岸壁着 乗船手続き等	
9:40	境港竹内3号岸壁発		
9:50	※艦艇は鳥取港に向かう想定で、実際は竹内3号岸壁から湾内を周回して竹内3号岸壁に戻る。	境港内港1号岸壁発 ※水産庁船舶は鳥取港に向かう想定で、実際は内港1号岸壁から竹内4号岸壁に向かう。	
10:50	境港竹内3号岸壁着 ※降船後、船舶訓練終了		
11:00		境港竹内4号岸壁着 ※降船後、船舶訓練終了	

バス事業者への防護資機材配布等訓練実施要領【交通政策課・通商物流課】

1 目的

「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」(H29.4.17)の実効性を図るため、避難住民等の輸送に伴う運転手等従事者の安全対策(放射線防護措置等)に関する訓練を実施する。

(参考)協定書 第2条第2項

(県による要請は、)運転手等の業務に従事する者の安全確保に配慮し、また、放射線防護措置等の安全対策を行ったうえで行うものとする。

2 主要訓練項目

- (1)災害時の情報伝達方法等の検証
- (2)資機材配布手順や資機材の操作方法等の確認

3 実施日時

令和7年11月7日(金)、9日(日)

4 実施場所

日本交通株式会社倉吉営業所(倉吉市福庭町1丁目401番地)

5 実施機関

鳥取県、(一社)鳥取県バス協会、日本交通株式会社(倉吉営業所)、(一社)鳥取県トラック協会、岡山県貨物運送株式会社(鳥取支店)

6 訓練内容

- (1)資機材の配布手順等の確認
鳥取県バス協会や鳥取県トラック協会等と配布に係る連絡や調整等を実施
- (2)資機材の受け渡し及び操作方法等の確認
・バス事業者が指定する場所に資機材を輸送し、バス事業者への受け渡しを実施
・バス運転手による個人線量計の操作方法等を実施
- (3)運転手の被ばく線量管理等の実施
バス事業者によるバス運転手の記録管理を実施

7 当日のスケジュール

時間	内容
11/7 午前	【バス】県(交通政策課)から鳥取県バス協会へ住民避難のためのバス派遣の協力要請 【トラック】県(通商物流課)から鳥取県トラック協会に防護資機材搬送を依頼
11/7 午後	【バス】県(交通政策課)からバス事業者に防護資機材配布の連絡 【トラック】県(通商物流課)から輸送事業者に防護資機材の受け渡しの実施 【トラック】輸送事業者による資機材搬送及びバス事業者へ防護資機材の配送 【トラック】輸送事業者によるバス事業者への防護資機材の受け渡し 【バス】バス事業者による運転手への防護資機材の操作方法等の講習実施
11/9	【バス】バス事業者によるバス運転手の線量管理等の実施(一部事業者のみ実施)

避難退域時検査用資機材受援訓練実施要領【原子力安全対策課】

- 1 目的
他地域から避難退域時検査用資機材の支援を受けるための資機材融通に係る手順の確認、円滑化を図ることを目的とする。
- 2 主要訓練項目
 - (1) 資機材輸送に係る情報伝達要領等の確認
 - (2) 受入方法等の検証
- 3 実施日時
令和7年11月7日(金) 15:00～16:00
11月9日(日) 9:00～12:00
- 4 実施場所
避難退域時検査会場(名和農業者トレーニングセンター)
- 5 実施機関
鳥取県、富山県
- 6 訓練内容
 - (1) 輸送に係る両県間での情報伝達
原子力災害時を想定し、富山県に対し避難退域時検査用資機材の融通を行うための依頼等を行う。
 - (2) 会場における資機材の受入れ
依頼に基づき富山県から輸送された避難退域時検査用資機材等を避難退域時検査会場で受入れるための手順等を検証する。
 - (3) 両県合同での避難退域時検査の実施
避難退域時検査用資機材を輸送してきた富山県職員と合同で避難退域時検査を実施する。

7 当日のスケジュール

日にち	時間	内容
11/7	15:00	本県から富山県に対し、資機材融通を依頼
	16:00	富山県から資機材融通可能な連絡及び受入に向けた調整等を実施
11/8		(富山県から鳥取県に移動)
11/9	8:00	富山県からの避難退域時検査用資機材の受入れ
	9:00	両県合同による避難退域時検査の実施
	12:00	避難退域時検査の終了

8 その他

- ・令和6年度は本県から富山県の原子力防災訓練に参加し、合同で避難退域時検査を実施。



避難退域時検査用資機材緊急輸送訓練実施要領【原子力安全対策課】

1 目的

避難退域時検査に必要な資機材が不足した場合等を想定し、別の原子力防災支援基地(江府基地)から緊急輸送を実施する手順の確認、円滑化を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1) 緊急輸送に係る手順の確認
- (2) 受入方法等の検証

3 実施日時

令和7年11月9日(日) 8:30~9:25

4 実施場所

原子力防災支援基地(江府基地)、避難退域時検査会場(名和農業者トレーニングセンター)

5 実施機関

鳥取県、陸上自衛隊

6 訓練内容

- (1) 緊急輸送に係る調整等

避難退域時検査会場から想定より多くの避難者が来たとの想定で、県災害対策本部に避難退域時検査用資機材の追加配備の要請等を行う。

- (2) 会場における資機材の受入れ

要請に基づき調整した結果、陸上自衛隊がヘリによる原子力防災支援基地(江府基地)から避難退域時検査会場までの緊急輸送を実施し、避難退域時検査会場で受入れるための手順等を検証する。

7 当日のスケジュール

時間	内容
8:30	避難退域時検査会場から資機材の緊急輸送の要請
9:00	原子力防災支援基地(江府基地)からヘリによる緊急搬送
9:25	避難退域時検査会場で資機材の受け渡し

避難経路確保訓練実施要領【道路企画課】

1 目的

原子力災害時に避難経路が被災し、緊急車両や緊急物資の輸送車両等が通行できなくなった場合に早期に輸送機能を確保するため、災害対策基本法に基づく放置車両の移動、橋梁段差応急復旧作業等に係る訓練を行うことで、対応手順、役割分担など全体の流れを具体的に把握し、習熟を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

- (1)道路啓開訓練(放置車両移動)
- (2)道路啓開訓練(橋梁段差応急復旧)

3 実施日時

令和7年11月6日(木)13:00～14:10

4 実施場所

米子港

5 実施機関

鳥取県、(一社)鳥取県西部建設業協会

6 訓練内容

- (1)道路啓開訓練
 - ・災害対策基本法に基づき放置車両を強制的に移動する訓練
 - ・橋梁段差箇所への応急復旧を行う訓練

7 当日のスケジュール(予定)

時間	内容
13:00	道路啓開訓練開始
13:10	バックホウによる車両移動訓練
13:35	フォークリフトによる車両移動訓練
13:45	車両移動器具による車両移動訓練
13:55	橋りょう段差解消訓練
14:05	訓練終了、講評

8 その他

学校等の避難訓練実施要領【体育保健課】

1 目的

学校、幼稚園等（以下「学校等」）での緊急時の通信連絡手順、屋内退避及び避難手順を確認し、原子力災害発生時における児童生徒等の安全確保対策の円滑な実施を図る。各学校等が個別に策定した避難計画に基づいて訓練を行うことで、原子力災害が発生した際の校（園）内における対応手順、役割分担など全体の流れを具体的に把握し、実施後に検証を行う。

2 主要訓練項目

- (1) 通信訓練
- (2) 屋内退避訓練
- (3) 児童生徒等の保護者への引き渡し訓練

3 実施日時 令和7年6月～令和8年2月

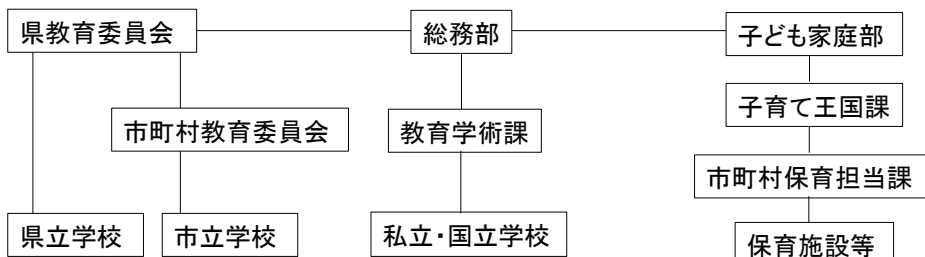
4 実施場所 UPZ圏内の各学校等

5 訓練内容

- (1) 通信連絡訓練
 - ・緊急時における各学校等と関係機関との通信連絡訓練を行う。
- (2) 屋内退避訓練
 - ・災害発生を想定し、屋内への退避行動の実施、安否確認の実施等について訓練を行い、手順等の確認を行う。
- (3) 児童生徒等の保護者への引き渡し訓練
 - ・児童生徒等を保護者に引き渡し訓練を行い、保護者への連絡・引き渡し手順等について確認を行う。

実施時期	県立学校	境港市・米子市立学校等	米子北斗中・高等学校 米子工業高等専門学校	保育施設等（私立幼稚園・認定こども園・保育所等）
6月～2月	■通信連絡訓練 学校と県教委で緊急時の通信訓練を行う。 ■屋内退避訓練及び引き渡し訓練 ○境高等学校 屋内退避訓練を行う。 ○境港総合技術高等学校 地域と連携した屋内退避訓練を行う。	■米子市 各学校が実態に合った屋内退避訓練及び引き渡し訓練を行う。 ■境港市 各学校が実態に合った屋内退避訓練等を行う。	■通信連絡訓練 教育学術課と各学校との間で通信連絡訓練を行う。 ■屋内退避訓練及び引き渡し訓練 各学校が実態に合った訓練を行う。	■通信連絡訓練 子育て王国課は、米子市・境港市保育担当課を経由して、保育施設等との間で通信連絡訓練を行う。 ■屋内退避訓練及び引き渡し訓練 各園等が実態に合った訓練を行う。

6 訓練編成表



原子力防災講座実施要領【原子力安全対策課】

1 目的

島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練(住民避難・避難退域時検査)を行うにあたって、参加住民に対して原子力防災や放射線等についての知識・理解をより一層深めていただくとともに、講座等を通じて、原子力災害時における適切な対応を住民自らが考えていただく機会を提供し、原子力防災に対する意識と理解度の一層の向上を図り、より効果的な原子力防災訓練にすることを目的とする。

2 主要訓練項目

原子力防災講座(講演・訓練概要説明)を通じた知識・理解の深化

3 実施日時

米子市: 令和7年9月7日(日)、10月5日(日)

境港市: 令和7年10月29日(水)、11月1日(土)等

4 実施場所

米子市: 大篠津公民館

境港市: 中浜公民館等

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 訓練内容

(1) 屋内退避訓練

(2) 原子力防災に係る講演

放射線の基礎や人体への影響など

(3) 原子力訓練・避難計画の概要説明

(4) ワークショップ

原子力災害発生時の行動(情報の入手、屋内退避、避難等)の確認など

令和7年度 米子市原子力防災訓練実施要領

1 目的

警戒事態発生から広域住民避難までの一連の原子力防災対応を図上及び実動により演練し、事態の進展状況に応じた各関係機関との連携要領や職員の対応能力の維持向上並びに住民の広域住民避難計画等の理解促進を図り、地域防災計画の深化を図る。

2 主要訓練項目

- (1) 住民避難訓練: 避難指示発令から広域避難所までの一連の避難訓練
- (2) 初動対応訓練: 警戒事象発生から全面緊急事態までの災害対策本部等における初動対応訓練

3 実施日時

- (1) 住民避難訓練 令和7年11月9日(日)8:05~13:30
- (2) 初動対応訓練 令和7年12月24日(水)

4 実施場所

- (1) 住民避難訓練: 大篠津公民館、美保中学校、名和農業者トレーニングセンター、県立農業大学校 等
- (2) 初動対応訓練: 米子市役所

5 実施機関

鳥取県、米子市、大篠津地区自治連合会、陸上自衛隊、鳥取県警察、中国電力株式会社 等

6 訓練内容

- (1) 広報伝達訓練: 防災行政無線、緊急速報メール等による広報を実施
- (2) 住民避難訓練: 自家用車及びバスを用いた住民避難要領の確認、福祉車両による避難要領の確認
- (3) 一時集結所開設・運営訓練
- (4) 安定ヨウ素剤に関する説明
- (5) 避難退域時検査受検体験
- (6) 避難先施設への入所手順確認
- (7) 初動対応訓練
- (8) 通信連絡訓練

令和7年度 境港市原子力防災訓練実施要領

- 1 目的
バス、自家用車及び様々な避難手段による住民避難訓練を実施し、境港市広域住民避難計画及び各細部計画の実効性をさらに向上させるとともに、原子力災害における避難行動要支援者の避難手順の確認、検証及び、参加住民の避難計画等への理解促進を図る。
- 2 主要訓練項目
 - (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の検証
 - (2) 様々な避難手段による住民避難の実施
 - (3) 円滑な避難のための住民への広報・情報伝達、避難誘導の実施
 - (4) 屋内退避指示が出た際の実効性向上のための屋内退避訓練の実施
- 3 実施日時
 - (1) 住民避難訓練 令和7年11月9日（日）8：30～15：00
 - (2) 初動対応訓練 令和7年12月24日（水）
- 4 実施場所
一時集結所（余子・中浜・誠道地区）、
安定ヨウ素剤服用訓練（境港市立第二中学校体育館）、
避難退域時検査（名和農業者トレーニングセンター（大山町））、
広域避難所（鳥取県立農業大学校（倉吉市））
- 5 実施機関
鳥取県、境港市、境港市自治連合会、境港市消防団、境港警察署、自衛隊 等
- 6 訓練内容
 - (1) 住民避難訓練
 - ア 多様な避難手段による住民避難
地区別で、避難住民を確認した後、バス、自家用車等の多様な避難手段を検証する。
その後、広域避難所にて避難所開設等の訓練を実施する。
 - イ 避難退域時検査会場において避難退域時検査（放射線被ばく検査、簡易除染、健康相談等）を体験する。
 - (2) 避難行動要支援者避難訓練
 - ア 在宅の避難行動要支援者避難訓練
 - (ア) 身体障がいや病気による臥床者等を想定し、車いすや福祉車両を利用して、介助者の支援のもと広域避難所まで避難する。
 - (イ) 知的障がい者の避難について、介助者による同行のもと避難行動を検証する。
 - (ウ) 外国人労働者の避難について、バスにより広域避難所まで避難し、より配慮が必要な事項を検証する。
 - (3) 安定ヨウ素剤服用訓練
 - ア 各地区の避難者を境港第二中学校体育館に集めて安定ヨウ素剤の服用説明、問診を行う。
 - イ 安定ヨウ素剤に見立てた疑似薬の配布及び服用訓練を行う。
 - (4) 住民への広報・情報伝達
 - ア 緊急速報（エリア）メールを活用した住民等への広報・情報伝達を実施する。
 - イ 余子・中浜・誠道地区住民に対し、防災行政無線放送により避難開始を伝達する。